

第 21 回 鹿児島地区フットサルリーグ 2019 要項

1 開催期間

2019 年 4 月～2020 年 3 月

2 開催会場

主に鴨池ドーム(鹿児島市鴨池 2 丁目 29 番 3 号 099-250-0705)とする

3 趣旨

鹿児島地区のフットサルの技術面・運営面の向上を図るとともに、楽しさ、気軽さという面も合わせてアピールしていくことで、フットサルの普及をすすめる。

4 参加資格、条件

- ① 2019 年度公益財団法人日本サッカー協会フットサルチーム登録および諸協会等登録を完了したチームで 16 歳以上の選手(高校在学中の選手には この年齢制限を適用しない・男女問わず)により構成され鹿児島県フットサル連盟に登録されたチームであること。
- ② チーム登録選手は他地域・他都道府県のフットサルリーグ加盟チームとの 2 重登録はできない。
- ③ 5 名以上でチーム編成が可能であること(登録は制限無し、ベンチ入りは選手 14 名、役員 4 名まで)。
- ④ フットサル審判資格を 4 名以上有すること(同一リーグ外の審判員登録を認める)。
- ⑤ フットサルに必要な用具一式を準備できること。
ユニフォーム、ボール(最低 1 個)、審判着・用具(最低 2 名分)、ビブス(最低 9 枚)。
- ⑥ チームの責任において、スポーツ保険に加入すること。

5 ユニフォーム等

- ・基本的に JFA ユニフォーム規定に従うこと(別紙 抜粋あり)。
- ・1 部・2 部は フィールド、GK とも正副異なる色・柄を揃えること(大会登録票記載)。
- ・3 部・4 部は シャツについては正副異なる色・柄を揃えること(大会登録票記載)。
- ・シャツについては 審判が通常着用する黒色と明確に判別できるものでなければならない(黒・紺は NG)。
- ・GK がトラウザースを着用する場合は 裾などにファスナーや危険物がついていないものが望ましい。
- ・張り番号は 4 辺を確実に縫い付ける等 適切な処理をすること(仮止めは NG)。
- ・半袖のシャツの下にアンダーシャツを着用する場合は シャツの袖の主たる色と同色でなければならない。
また、ショーツに関しても同様とする。
- ・装身具については 一切着用を認められない(テープで巻く等も不可)。すねあては正しく着用すること。
- ・シューズは靴底の接地面が紺色もしくは白色 または無色透明のフットサルシューズを使用可能とする。
イボ付きや接地面が着色されているものは使用を認めない。
- ・1 部に限り試合開始前に審判立会いのもと その試合のユニフォームの決定を行う。
ユニフォーム決定は、前の試合のハーフタイム中とし、1 試合目については試合開始 30 分前とする。
- ・番号については固定制とする。張り番号を認める。
ただし、張り番号は四隅をしっかりと縫い付け剥がれないようにすること。

6 競技方式

リーグ形式とし、原則として1回戦総当りを基本とする。順位決定については勝ち点制とする。

7 試合時間等

1部 20-10-20(プレイングタイム)・・・反則の累計は **5**

2部 15-5-15(プレイングタイム)・・・反則の累計は **5**

3部 13-5-13(プレイングタイム)・・・反則の累計は **5**

4部 13-5-13(プレイングタイム)・・・反則の累計は **5**

ルールについてはフットサルオフィシャルルールを適用し 1部は第3審判を配置する。

勝敗が決しない場合は、引き分けとする。ハーフタイムは前半終了のブザーから後半開始のホイッスルまでの時間をいう。

8 順位決定方法

勝ち点(勝ち3 引き分け1 負け0)⇒得失点差⇒総得点⇒当該チーム同士の勝敗

9 試合出場

公益財団法人日本サッカー協会発行のフットサル選手証を掲示すること。

試合開始までに GK を含め 3 名未満の場合は試合放棄となる。

遅れてきた者は 審判席でチェックを受けて(1部は第3審判)問題なければ出場可。

10 警告・退場

退場処分を受けた選手は 次の鹿児島地区フットサルリーグに関わる試合(リーグ及び市内No.1 決定戦)の

1 試合を出場停止とするとともに それ以外の処分は規律委員会の裁定に従う。

警告を受けた選手は累積2回で 次のリーグ戦 1 試合を出場停止とする。

ただし 累積による出場停止については 次年度へ持ち越さない。

11 追加登録および移籍

①選手及び役員の追加登録及び登録内容変更は、鹿児島県フットサル連盟に申請し、許可を受けた選手及び役員は、申請が受理された日から登録することができる。

②他リーグからの移籍については、前所属チーム代表者の承諾書を添付の上、申請受理後出場できるものとする。また、都道府県リーグからの移籍については、前所属チーム代表者の承諾書を添付の上、申請受理後から出場できるものとする。なお、追加登録の場合は、本人からの宣誓書を併せて提出すること。

③追加登録については、**リーグ最終節までに追加登録完了した選手のみ出場可能とする。**

④登録抹消された役員の再登録は認めない。

⑤追加登録及び登録内容変更に関わる書式などについては、県フットサル連盟より取得すること。

⑥当該リーグ日程終了後の移籍については認められない

12 審判

審判は相互審判とする(1部は主審のみ派遣審判) タイムキーパー、記録も相互で行う。

1部は第3審判を配置すること。

主審と第2審判は ライセンス取得者が行うこと(審判着を着用すること)。

4部の新規チームについては 第3節まで審判指導あり。

13 延期、棄権

延期、棄権は基本的に認めない。ただし 県協会からの派遣要請などでの延期については
役員協議の上判断する。

棄権したチームは その試合結果を 0-5 とする。

ただし 棄権後の試合も参加し 審判運営についても続けなければならない。

リーグ運営全体に支障がきたす場合 棄権の取扱いについては変更となることもある。

14 入替

入替規定については 別紙にて定める(基本的に入替戦は行わない)。

チャンピオンシップ出場について

D1上位3チームは地域チャンピオンシップの出場の義務を負う。

鹿児島地区に出場枠が4チーム与えられた場合は以下の選考基準で推薦するチームを決める

①鹿児島地区 No.1 決定戦優勝チームで所属リーグで優勝したチーム。

②D1の4位のチーム ※①の該当チームが出なかった場合

15 運営

それぞれのリーグに責任者を決め 基本的に その責任者のもとに運営を管理する。

責任者はリーグ関係の書類管理とリーグ役員との連携を取り円滑な運営ができるよう努める。

①当番チームは 会場設営を行う。

↓

②原簿(大会登録票(FDS 登録票)・記録用紙等)を2コート分に振り分ける。

↓

③登録の確認や試合の管理は審判チームが責任を持って行う。

↓

④試合中 不測の事態や問題が発生した場合は リーグ責任者が把握しリーグ役員へ連絡を入れる。

その際の応援体制等は当番チームが対応する。

↓

⑤最終試合のチームは会場撤去、片付けを行う(当番チームが指示)。

↓

⑥試合結果については リーグ責任者が当日中に事務局へ報告(FAX)する。

16 参加申し込み

要項熟読のうえ参加を表明するチームについては、FDS 登録票・連盟加盟申請書・プライバシーポリシー同意書をもれなく記載し鹿児島地区フットサルリーグ事務局へ提出する。

◆自筆・押印欄は それに従うこと

提出期限:各リーグ第1節まで (厳守)

17 FDS(フットサルデータシステム)

2014年度からFDS(フットサルデータシステム)使用のため、4月以降指定されたエクセルデータに選手役員を入力し提出する(詳細は後日通知する)。

18 参加料

鹿児島地区フットサルリーグ運営経費を支払うこと。運営費については開会式の時に金額を連絡します。

指定口座に 指定期日までに振り込むこと

口座:南日本銀行 本店 普通 1360859

鹿児島地区フットサルリーグ 委員長 萩平久士(ハギヒラヒサシ)

※振込みの際は チーム名・代表者名記載のこと

振込み期間:2019年3月26日～4月30日

(期限を過ぎての振込みは試合に出場できない何らかのペナルティを科すことがあります)

* 詳細については開会式で発表する。

19 その他

- ・鴨池ドーム使用におけるルール(別紙)を厳守のこと
- ・本要項に反することや 運営に支障をきたすような行為・行動については 勝ち点減点等何らかの処分を科すこともある。
- ・2014年度から1部リーグの鹿児島県大会予選の出場枠はない。
- ・無登録者の試合出場が発覚した場合は懲罰規定に沿って処分を科すことがある。
- ・ネット・SNS批判書き込みについては何らかの処分を科すこともある。

※本要項は 2019年度 第21回鹿児島地区フットサルリーグのみ適用される。

ーその他は下記を確認のことー

〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕

第202条〔懲罰の種類〕

1. 前条にかかわらず、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県サッカー協

会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグ（以下、本条において「都道府県協会等」という）の規律委員会に対して、その所管する加盟団体又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。

2. 都道府県協会等は、前項に従って懲罰問題を処理するため、それぞれ規律委員会を設置する。

3. 都道府県協会等の規律委員会は、決定した全ての懲罰を記録しなければならない、要請に応じてこれを本協会規律委員会又は裁定委員会に報告しなければならない。

4. 第1項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する懲罰を科す場合には、都道府県協会等の規律委員会には決定権はないものとし、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。

(1) 6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止

(2) 罰金

(3) 没収

(4) 下位ディビジョンへの降格

(5) 競技会への参加資格の剥奪

(6) 新たな選手の登録禁止

(7) 除名

(8) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等と判断される処分